

習志野市クリーンセンター 芝園清掃工場

令和7年度 ごみ処理施設の維持管理に関する記録
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて公開するものです。

1 処分した廃棄物の種類と数量 数量:(t)

種類	一般廃棄物(可燃ごみ)				飛灰
月	1号炉	2号炉	3号炉	処理量合計	搬出量合計
4月	521.68	1,281.39	2,132.84	3,935.91	85.40
5月	340.01	2,223.24	1,985.30	4,548.55	110.71
6月	2,042.17	2,085.67	定期整備実施	4,127.84	100.82
7月	2,113.58	2,115.80	定期整備実施	4,229.38	117.18
8月	2,105.81	236.85	1,817.33	4,159.99	86.00
9月	1,967.57	定期整備実施	1,958.81	3,926.38	113.62
10月	41.63	1,897.99	1,949.93	3,889.55	88.88
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計	9,132.45	9,840.94	9,844.21	28,817.60	702.61

※溶融炉処理能力 1炉:73t/日
※搬出した飛灰は、最終処分場へ運搬され、埋立て処分されます。また一部、再資源化されます。

2 冷却設備(ボイラー)及び排ガス処理設備(バグフィルター)にたい積したばいじんの除去

- ・冷却設備(ボイラー)にたい積したばいじんは、「スートブロー」と「ダスト排出装置」にて除去。
⇒ 溶融炉へ再投入します。
- ・排ガス処理設備(バグフィルター)にたい積したばいじんは、「ダスト払落し装置」と「ダスト排出装置」にて除去。
⇒ 薬剤処理を行い、最終処分場へ搬出します。

3 燃焼室ガス温度、集じん器入口ガス温度及び一酸化炭素濃度の連続測定記録

1号炉

項目	燃焼室中の 燃焼ガス温度 (℃)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度 (℃)	煙突から排出される 排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)	測定期間
測定位置	燃焼室出口	集じん器入口	1号炉 煙突中間部	
管理値	850～950℃	200℃以下	30ppm以下	
4月	874.8	165	1.5	1日～8日
5月	862.5	161	2.6	26日～31日
6月	876.0	163	1.8	1日～30日
7月	889.7	163	2.1	1日～31日
8月	890.4	165	1.8	1日～31日
9月	884.7	164	1.8	1日～30日
10月	883.0	162	1.8	1日
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

2号炉

項目	燃焼室中の 燃焼ガス温度 (℃)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度 (℃)	煙突から排出される 排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)	測定期間
測定位置	燃焼室出口	集じん器入口	2号炉 煙突中間部	
管理値	850～950℃	200℃以下	30ppm以下	
4月	877.0	162	2.3	12日～30日
5月	888.9	162	1.8	1日～31日
6月	888.4	162	2.8	1日～30日
7月	883.8	163	2.8	1日～31日
8月	877.3	160	3.7	1日～4日
9月	—	—	—	定期整備実施
10月	881.7	160	2.9	2日～31日
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

3号炉

項目	燃焼室中の 燃焼ガス温度 (℃)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度 (℃)	煙突から排出される 排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)	測定期間
測定位置	燃焼室出口	集じん器入口	3号炉 煙突中間部	
管理値	850～950℃	200℃以下	30ppm以下	
4月	853.2	162	2.5	1日～30日
5月	872.2	163	2.4	1日～29日
6月	—	—	—	定期整備実施
7月	—	—	—	定期整備実施
8月	900.3	163	2.4	4日～31日
9月	901.9	163	2.2	1日～30日
10月	900.4	162	1.7	1日～31日
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

4 排ガス中のダイオキシン類濃度、ばい煙測定結果

1号炉

採取位置: 1号炉 煙突中間部		ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	ダイオキシン
採取した月日	報告を取得した月日	(g/m3N)	(ppm)	(ppm)	(mg/m3N)	(ng-TEQ/m3N)
6月26日	7月28日	< 0.001	17	< 1.0	2.0	—
8月21日	9月11日	< 0.001	13	< 1.0	4.0	—
9月11日	10月3日	< 0.001	38	< 1.0	7.0	—
	法令等基準値	0.04	80	80	350	1

2号炉

採取位置: 2号炉 煙突中間部		ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	ダイオキシン
採取した月日	報告を取得した月日	(g/m3N)	(ppm)	(ppm)	(mg/m3N)	(ng-TEQ/m3N)
5月20日	6月9日	< 0.001	24	32	4.0	—
6月26日	7月17日	< 0.001	25	12	1.0	—
7月24日	9月1日	< 0.001	28	1.0	1.0	—
	法令等基準値	0.04	80	80	350	1

3号炉

採取位置: 3号炉 煙突中間部		ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	ダイオキシン
採取した月日	報告を取得した月日	(g/m3N)	(ppm)	(ppm)	(mg/m3N)	(ng-TEQ/m3N)
4月18日	5月14日	< 0.001	33	2.0	4.0	—
8月21日	9月11日	< 0.001	25	< 1.0	2.0	—
9月11日	10月10日	< 0.001	18	< 1.0	2	—
	法令等基準値	0.04	80	80	350	1